

## 盛岡市市税条例の一部改正について

平成12年5月31日  
財 政 部

## 第1 改正の趣旨

地方税法の一部改正に伴い盛岡市市税条例の一部を改正し、個人住民税の特定株式に係る譲渡所得等の課税の特例を定めるとともに、固定資産税について平成13年度又は平成14年度における土地の価格の特例措置を講じるなど、必要な規定の整備をしようとするものである。

## 第2 改正内容

| 改 正 内 容  | 適 用 関 係                                     |
|--|---|
| <p>1 個人住民税</p> <p>(1) 肉用牛の売却による農業所得に係る課税の特例の適用期間の延長<br/>肉用牛の売却による農業所得に係る課税の特例の適用期間を、平成18年度まで延長する。(現行平成13年度まで)<br/>(附則第6条関係)</p> <p>(2) 特定株式に係る譲渡所得等の課税の特例の創設<br/>個人投資家(エンジェル)が中小ベンチャー法に規定する特定中小会社の株式(特定株式)について、上場等の日において3年を超えて所有していた特定株式を上場等の日以後1年以内に譲渡したときは、その譲渡益を2分の1とする。<br/>(附則第25条の2関係)</p> | <p>平成13年1月1日以後の所得に適用</p> <p>平成13年度分から適用</p> |
| <p>2 固定資産税</p> <p>平成13年度又は平成14年度における土地の価格の特例<br/>地価が下落していると認められる土地の固定資産税の課税標準の価格は、基準年度(平成12年度)の価格にかかわらず、当該地価の下落状況により修正することができるとした特例措置を平成13年度又は平成14年度に限って講じる。<br/>(附則第8条の2関係)</p>   | <p>平成13年度又は平成14年度に限り適用</p>                  |

## 第3 施行期日

公布の日から施行する。